

ひとり親家庭向け貸付のしおり
母子父子寡婦福祉資金



福島県会津保健福祉事務所

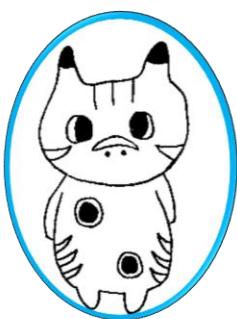
令和7年5月

目次

- ④ 生活状況に変化があった時の届け出について・・・・・ p.7
- ⑤ 貸付金の辞退又は減額について・・・・・・・・・・ p.8
- ⑥ 母子父子寡婦福祉資金と他制度の併用について ・・・・・ p.8
- ⑦ ひとり親家庭就業支援事業・・・・・・・・・・ p.9

番外編～修学ってお金がかかる！～・・・・・ p.10

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.13



会津地域にお住まいのひとり親家庭の皆さんへ

母子父子寡婦福祉資金貸付金

子どもが大学に進学することになったけど、
お金どうしよう・・・

就職先で運転免許が必要だ！
でも自動車学校に行くお金が・・・

申請にはどんな書類が必要なの？

返済時期や返済方法は？

- ・何の資金があるんだろう？誰が申請できるの？
- ・申請する時に何か条件って必要なのかな？
- ・お金はいつ振り込まれるのかな？
- ・などなど。

これからのことと一緒に考えて行きましょう！
お問い合わせは、お住まいの市町村窓口まで！

① 貸付の相談について

児童の就学や、その他の理由で資金が必要になる時は、早めにお住いの市町村窓口にご相談ください。

特に、大学等進学に係る貸付については、進路を検討される時期から相談を受け付けています。

入学直前のご相談・お申し込みは、貸付が間に合わない場合がありますので、早めにご相談ください。

② 貸付申請について

1 申請者について（申請者は、貸付決定後に「借受者」となります。）

〈貸付対象〉

- ① 現に20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父（児童扶養手当、遺族年金の受給対象となる父・母等。）
- ② 寡婦（配偶者のいない女性で、かつて母子家庭の母であった方）
- ③ 40歳以上の配偶者のいない女子（母子家庭の母及び寡婦以外の者）
- ④ 父母のいない児童

〈要件〉

- ① 福島県に住民票があること
- ② 他の借入金や税金、公共料金等を滞納していないこと
- ③ 自己破産の申立てや特定調停、民事再生手続きをしていないこと
- ④ 債務の返済額が年収の4割を超えていないこと
- ⑤ 就労していること
- ⑥ 世帯として過大な余剰金がないこと
- ⑦ 借受者の属する世帯に、本資金の償還が遅れている方がいないこと

この貸付制度は、ひとり親家庭の自立の助成を目的としていますので、返済可能な状況であるかどうか確認をします。

詳しくは、母子・父子自立支援員にご相談ください。



2 連帯保証人について

〈連帯保証人の要件〉

- ① 一定の収入により独立した生計を営み、債務を弁済することのできる資力があること
- ② 申請者と同一生計に属する者でないこと
- ③ 原則としては福島県内に居住しており、借受者からみて三親等以内の親族または、この配偶者であること、元配偶者は不可
- ④ 原則として60歳未満の方、未成年者は不可
- ⑤ 生活保護法による被保護者でないこと
- ⑥ 資金の貸付に関する利害関係者でないこと、相互保証でないこと
- ⑦ 他の借入金や税金、公共料金等を滞納していないこと
- ⑧ 就労していること

※なお、貸付の決定のためには、所得を証明する書類や、印鑑登録証明書等の書類の提出を求めます。また、面接で保証意思及び保証能力を確認させていただきます。



3 申請に必要な書類について

書類提出後、審査によって貸付不可となる場合もありますので、予めご了承ください。

申請書や添付書類、さらに面談での聞き取りの内容に明らかな虚偽が認められた場合、貸付を取り消すことがあります。

貸付申請提出書類

	就学支度資金	修学資金	修業資金（一時資金）	修業資金（継続資金）	技能習得資金（一時資金）	技能習得資金（継続資金）	事業開始資金	事業継続資金	転宅資金	生活資金	就職支度資金
申請書	●	●	●	●	△	△	△	△	△	△	●
母子父子寡婦福祉資金貸付確認書	●	●	●	●	△	△	△	△	△	△	●
連帯債務に関する同意書	●	●	●	●	△	△	△	△	△	△	●
印鑑登録証明書(借受者・連帯借受者・連帯保証人)	●	●	●	●	△	△	△	△	△	△	●
所得証明書（申請者家族全員）または源泉徴収票	●	●	●	●	△	△	△	△	△	△	●
住民票（申請者家族全員、連帯保証人）	●	●	●	●	△	△	△	△	△	△	●
使途明細書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ひとり親世帯証明書または児童扶養手当証書（写）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
口座振替請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通帳の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍謄本（申請者と子供たち）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生活設計書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合格通知書	○	○	○	○	○	○					
在学証明書	○	○	○	○	○	○					
就学先パンフレット（必要経費の分かる書類）	○	○	○	○	○	○					
教習所見積もり			○		○						
就職先からの自動車運転必要についての文書			○		○						
自動車教習所在校証明書（入学後）			○		○						
自動車運転免許証コピー（合格後）			○		○						
採用通知書			○		○					○	
契約書写(賃貸借、売買契約書)							○	○			
仮契約書									○		
許可証または認可証写（官公署・保健所）							○	○			
建物平面図（設計書）							○	○			
事業資金見積書（工事見積書・物品購入見積他）							○	○			
事業計画書（収入・支出・利益）							○	○			
公正証書							○	○			

- 印は借受者、連帯借受者、連帯保証人全員の分が必要です。
- △印は借受者、連帯保証人全員の分が必要です。
- 修学資金、修業資金（継続資金）、技能習得資金（継続資金）では4月、10月に在学証明書を提出していただきます。
- 他の住宅、医療介護、結婚等の資金については別途書類の提出が必要です。
- 必要に応じて新たに書類の提出を求める場合があります。
- 準備いただく書類は、調査の時にご説明します。

4 貸付調査について

調査は、申請者、連帯借受者及び連帯保証人の三者との面談で行います。

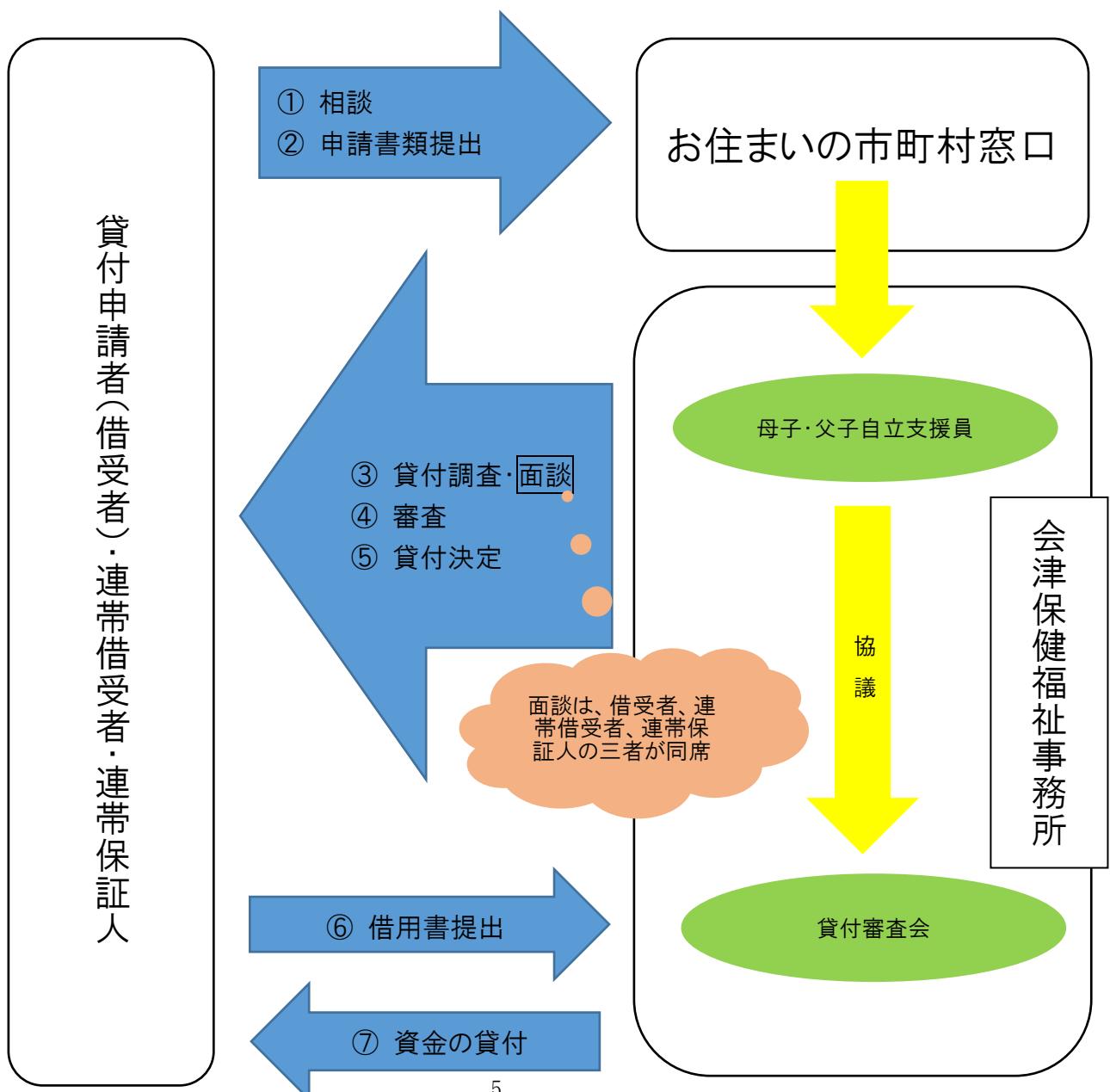
面談時に、申請書の内容（添付書類含む）の全て、例えば申請者の世帯の年収や借入金なども連帯借受者及び連帯保証人に確認していただきます。

その上で、借受者、連帯借受者及び連帯保証人に、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付確認書」に記名押印（実印）していただきます。

5 貸付の決定と資金の交付について

（1）資金貸付までの流れ

すべての資金について事前に申請が必要です。受付から貸付まで日数がかかりますのでご了承下さい。



(2) 貸付決定後の手続きについて

会津保健福祉事務所長が資金の貸付を決定した際は、「母子（父子・寡婦）福祉資金貸付決定通知書」を送付します。

借受者（申請者）は速やかに、借受者、連帯借受者、連帯保証人が自筆で署名し、実印を押印した借用書を会津保健福祉事務所まで提出してください。

貸付決定後、30日以内に借用書が提出されない場合、貸付決定は無効となります。

貸付ができない場合は、「母子（父子・寡婦）福祉資金（増額）貸付不承認決定通知書」を送付します。

(3) 貸付金の入金について

借用書の提出を確認した後、会津保健福祉事務所から借受者本人名義口座に入金します。

修学資金など、資金によっては一定期間分をまとめて入金します。

(4) 貸付金の入金に関する書類について

資金の目的、内容に応じて、貸付期間の途中で必要な証明書等の提出を求めます。提出がない場合は、その後の貸付を停止します。

〈例〉修学資金：在学証明書（貸付決定期間中の毎年4月・10月）

③ 償還（返済）方法について

1 償還開始について

償還開始の時期は資金毎に定められており、15ページを参照ください。

償還（返済）開始月の1～2か月前に「償還のお知らせ」をお送りしますので、償還（返済）の準備をして下さい。

2 償還方法について

口座振替による償還（返済）が原則です。「預金口座振替依頼書」を提出していただきます。

償還期間は、最長10年です。

月賦・年賦・半年賦から選べます。

予定より早く償還を終えたい場合、償還方法の変更や繰上償還も可能ですので、母子・父子自立支援員にご連絡下さい。

3 口座振替について

一部指定できない金融機関がありますので、償還開始時にご確認ください。

- ① 振替日は、当該月の 25 日です(休日の場合は翌営業日になります)。
- ② 残高不足等で口座振替ができなかった場合、納入通知書でお支払いください。なお、使用できる金融機関に限りがあります。

4 償還が滞った場合について

償還期日までに償還がなかった場合、督促状の発行や連帯借受者及び連帯保証人への請求などを行うことになります。

病気や失業などで生活が苦しくなってしまった場合は、償還が滞る前に保健福祉事務所の母子・父子自立支援員に必ずご相談下さい。

5 延滞利息（違約金）について

償還期限までに償還金を支払わなかったときは、延滞元金につき 3% (平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までは 5%、平成 27 年 3 月 31 日以前は 10.75%) の率で支払期日の翌日から支払い当日までの日数により、違約金が発生します。(災害その他やむを得ない理由があると認められたときは、申請により免除することができます。)

※違約金の利率については、変動する場合があります。

- * この貸付事業は、償還金を次の新たな貸付原資として繰り返し活用することで成り立っています。返済が滞ると多くの希望者に貸付することができなくなります。
- * 返済にあたっては、借受人となるあなたの返済への自覚と計画性が大変重要です。
- * 借受者や連帯借受者が返済できない状況になれば、連帯保証人の方に償還いただきます。

6 償還（返済）完了について

貸付金の償還が完了した際は、借用書をお返しします。

④ 生活状況に変化があった時の届け出について

借受者、連帯借受者又は連帯保証人に次のようなことがあったときは、速やかに保健福祉事務所母子・父子自立支援員に連絡して下さい。

- ① 住所又は勤務先が変わったとき。
- ② 改名、改姓をしたとき。
- ③ 死亡、又は所在がわからなくなったりしたとき。

- ④ 天災、火災その他、重大な災害にあったとき。
- ⑤ 破産申立中、破産宣告、免責決定を受けたとき。民事再生手続き中であるとき。
- ⑥ 生活保護を受給することになったとき。
- ⑦ 資金の種類によっては、学校を留年、休学、退学したとき。
- ⑧ ひとり親家庭又は寡婦でなくなったとき。

⑤ 貸付金の辞退又は減額について

借受者が貸付を受けている期間中において、当該貸付の辞退又は減額を受けるとするときは、速やかに保健福祉事務所母子・父子自立支援員に連絡して下さい。貸付辞退・減額申出書を提出していただきます。

また、進学後、新たに奨学金や教育ローン等の給付又は借り入れを受けた場合、貸付金を減額する事がありますので、事前にご相談ください。

※貸付期間中に、県外、福島市、郡山市、いわき市へ転居した場合、転居先の福祉事務所の管轄となるため、当所の貸付は辞退し、転居先で申請する必要があります。

⑥ 母子父子寡婦福祉資金と他制度の併用について

日本学生支援機構等の他制度と併用する場合は、福祉資金の貸付限度額から他制度の支援額を引いた額が貸付可能額となります。

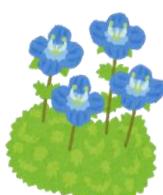
〈例〉私立大学に自宅外から通学し、福祉資金に加え日本学生支援機構の給付金（第Ⅱ区分）を受ける場合。

- ・私立大（自宅外）の貸付限度額：月額 146,000 円
- ・日本学生支援機構からの給付金：月額 50,600 円

↓

$$146,000 \text{ 円} - 50,600 \text{ 円} = 95,400 \text{ 円}$$

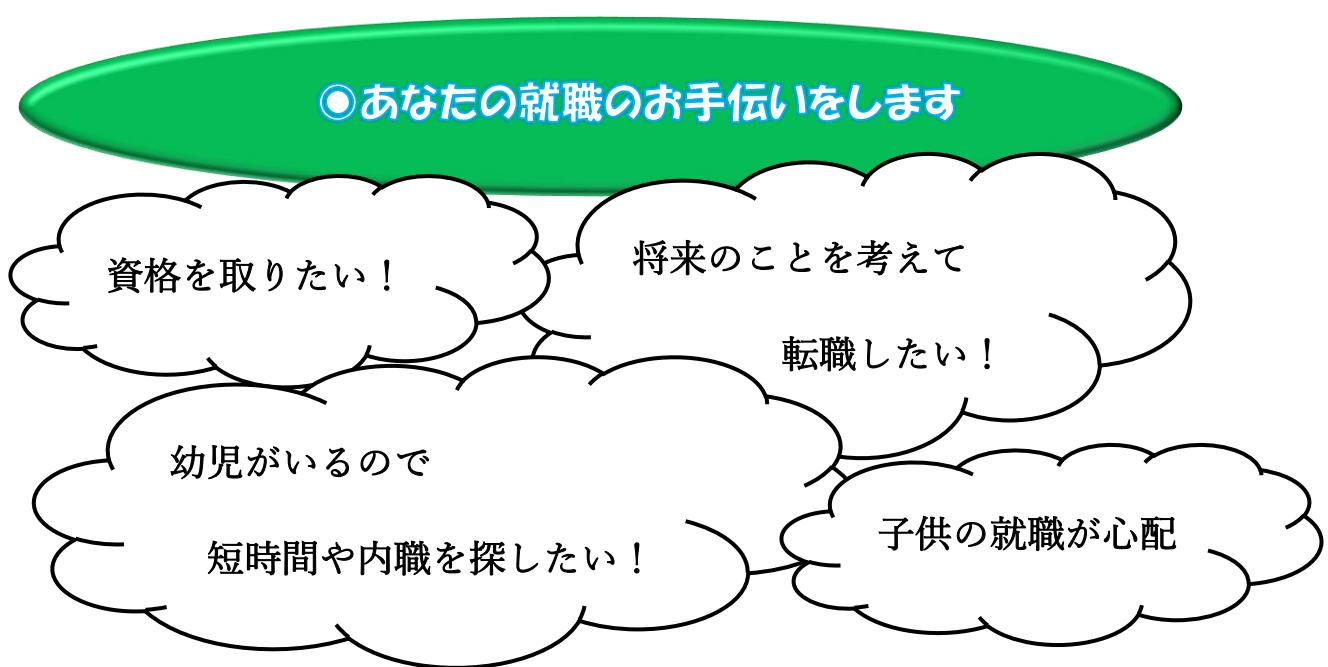
月額 95,400 円が貸付可能額となります。



⑦ ひとり親家庭就業支援事業

ひとり親家庭の就業を支援するため、専門の職員が電話相談・面接相談に応じます。

ひとり親家庭の様々な悩みが解決できるよう、きめ細やかにサポートします。新たに働くことお考えの方、転職を考えている方、まずはお気軽にお問い合わせ下さい。



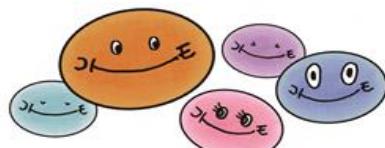
- あなたに合った企業情報を集めます
- 職業訓練や各種制度、給付金などの情報も提供します
- 履歴書や職務経歴書の作成を支援します
- これから的事と一緒に考えていきましょう
- ひとり親のお子さんも支援します

【相談窓口】

福島県会津保健福祉事務所

☎ (0242) 29-5278

(月～金 8:30～17:00)



「すくすくサポート・プロジェクト」

番外編～修学ってお金かかる！～

1 学費について (円)

	初年度	2年目以降	在学中の総額
国立大学	817,800	535,800	2,425,200
私立大学（文系）	1,272,437	1,046,786	4,412,795
私立大学（理系）	1,690,024	1,438,995	6,007,009
私立大学（医歯系）	6,491,064	5,414,786	33,564,994
専門学校	1,276,000	1,093,000	2,369,000

※文部科学省「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」より。

※文部科学省「令和3年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額（定員1人当たり）の調査結果について」より。

※東京都専修学校各種学校協会「令和3年度 学生・生徒納付金調査」より。

※初年度は、入学料、授業料、施設設備費、実験実習料、その他費用の合計。

※すべて平均値。

※専門学校は在学期間2年間で算出。

* 専門学校初年度納入金額（分野別）* (円)

医療関係	看護	1,144,000
	臨床検査	1,512,000
	理学療法、作業療法	1,792,000
	歯科技工、歯科衛生	1,173,000
栄養、調理		1,439,000
理容、美容		1,335,000
保育、教育		1,149,000
介護福祉		1,088,000
簿記、ビジネス、IT		1,049,000
医療秘書、医療管理事務		1,095,000
服飾、家政		1,144,000
美術、デザイン、写真		1,203,000
スポーツ		1,249,000
アニメ、声優、ゲーム		1,301,000

※東京都専修学校各種学校協会「令和3年度 学生・生徒納付金調査」より。

※すべて平均値。

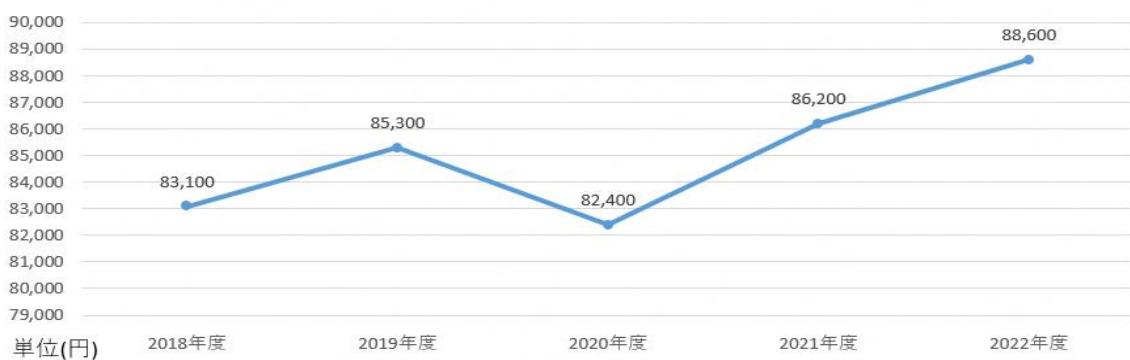
2 生活費について

私立大学生の年間生活費（平均）



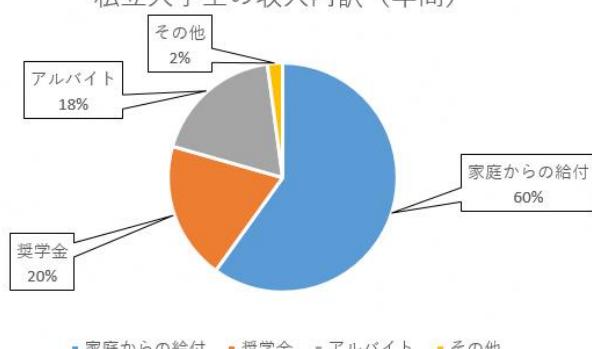
3 仕送り額について

私立大学生（首都圏）の仕送り額の推移（月額平均）



4 学生の収入について

私立大学生の収入内訳（年間）



※日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査結果（集計表）」より。

資料編

母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

(令和6年4月1日現在)

資金の種類	使途	貸付限度額	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	事業を開始するに際して必要な経費 (設備費・材料費等)	3,580,000円	1年間	7年以内	無利子
事業継続資金	事業を継続していくために必要な運転資金	1,790,000円	6ヶ月間	7年以内	無利子
修学資金	子が高校・高専・大学等に修学するため必要な経費	P16参照	卒業後 6ヶ月間	10年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の事業開始、または就職するために必要な技能を習得するために必要な経費 (例:訪問介護員、ワープロ、パソコン、栄養士等)	月額 68,000円 一括 816,000円 運転免許 460,000円 ※一括は入学時に支払う必要がある入学金等が対象 (12ヶ月相当)	期間満了後 1年間	10年以内	無利子
修業資金	子の事業開始、または就職するために必要な知識・技能を習得するために必要な経費	月額 68,000円 運転免許 460,000円	期間満了後 1年間	10年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母及び子、父子家庭の父及び子、または寡婦が就職するために直接必要な経費(被服費等)	一般 110,000円 自動車購入 340,000円	貸付後 1年間	6年以内	無利子
医療介護資金	母子家庭の母及び子、父子家庭の父及び子、または寡婦が医療、介護を受けるのに必要な経費	医療 340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円	期間満了後 6ヶ月間	5年以内	無利子
生活資金	①技能習得している間、医療若しくは介護を受けてる間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金 ②児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金(児童扶養手当を受給している者は除く)	① 一般 月額114,000円 技能 月額141,000円 ※母子家庭の母又は父子家庭の父が生計中心者でない場合並びに現に扶養する子のない寡婦及び現に扶養する子の生計を維持していない寡婦に係る貸付は、月額76,000円 ② 児童扶養手当の支給額	期間満了後 6ヶ月間	① 技能習得 10年以内 医療又は介護 5年以内 生活安定 8年以内 失業 5年以内 ② 10年以内	無利子
住宅資金	住宅の補修、保全、改築、増築、購入に必要な経費	1,500,000円 災害 2,000,000円	貸付後 6ヶ月間	6年以内 災害 7年以内	無利子
転宅資金	住宅を移転するために必要な住宅の貸借に際し必要な経費	260,000円	貸付後 6ヶ月間	3年以内	無利子
就学支度資金	子の学校への入学もしくは修業施設への入所に必要な経費	P16参照	卒業後 6ヶ月間	就学 10年以内 修業 5年以内	無利子
結婚資金	子が結婚するために必要な経費	330,000円	貸付後 6ヶ月間	5年以内	無利子

修学資金及び就学支度資金の貸付限度額

(令和7年4月1日現在)

(単位:円)

学校種別			1年(月額)	2年(月額)	3年(月額)	4年(月額)	5年(月額)	就学支度資金(一括)
小学校								64,300
中学校								81,000
高等学校 専修学校 (高等学校)	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000			150,000
		自宅外	34,500	34,500	34,500			160,000
	私立	自宅	45,000	45,000	45,000			410,000
		自宅外	52,500	52,500	52,500			420,000
高等専門学校	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	150,000
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	160,000
	私立	自宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500	410,000
		自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000	420,000
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅	67,500	67,500	67,500	67,500		420,000
		自宅外	78,000	78,000	78,000	78,000		430,000
	私立	自宅	89,000	89,000	89,000	89,000		580,000
		自宅外	126,500	126,500	126,500	126,500		590,000
短期大学	国公立	自宅	67,500	67,500				420,000
		自宅外	96,500	96,500				430,000
	私立	自宅	93,500	93,500				580,000
		自宅外	131,000	131,000				590,000
大学	国公立	自宅	71,000	71,000	71,000	71,000		420,000
		自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500		430,000
	私立	自宅	108,500	108,500	108,500	108,500		580,000
		自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000		590,000
大学院	修士課程		132,000	132,000				国公立 380,000 私立 590,000
	博士課程		183,000	183,000	183,000			
専修学校 (一般課程)			54,000	54,000	54,000			自宅 150,000 自宅外 160,000
修業施設								自宅 272,000 自宅外 282,000

※前年度所得により限度額が変更となる可能性があります。

生 活 設 計 書

- 学校の種別:
貸付限度額:
新制度区分:
新制度支援額:

氏名

住所

	現在の状況	貸付期間中(支援なし)	貸付期間中(支援あり)	貸付終了後
【収入の部】	月額			
就労収入				
児童扶養手当				
児童手当				
養育費				
親族等の援助				
日本学生支援機構				
合計				
【支出の部】	月額			
家賃				
駐車場代				
食費				
(光熱水費)				
電気代				
ガス代				
水道代				
(燃料費)				
灯油代				
車ガソリン代				
(通信費)				
固定電話代				
携帯電話代				
インターネット代				
新聞代				
NHK受信料				
(教育費等)				
授業料				
部活動費				
仕送り				
(税金等)				
(保険)				
生命保険料				
車の保険料				
(借入金返済)				
車ローン				
母子福祉資金償還				
(その他)				
雑費				
合計				

預 金 額: 円 収入ー支出: 円 収入ー支出: 円 収入ー支出: 円

この金額が不足する見込みです。
不足額は貸付限度額の範囲内である必要があります。

この金額が福祉資金貸付可能額になります。
ただし、この貸付可能額が「貸付限度額ー支援額」の範囲内である必要があります。

福祉資金貸付額(月額)

円

生活設計書

○学校の種別:私立4年制大学(自宅外)
 ○貸付限度額:月額146,000円
 ○新制度区分:第Ⅱ区分
 ○新制度支援額:給付金一月額50,600円 授業料減免一月額約39,000円

記載例

氏名 福島 花子

住所 会津若松市城東町5番12号

	現在の状況	貸付期間中(支援なし)	貸付期間中(支援あり)	貸付終了後
【収入の部】	月額	千 円	千 円	千 円
就労収入		220,000	220,000	220,000
児童扶養手当		40,000		
児童手当				
養育費				16,000
親族等の援助				
日本学生支援機構			50,600	
合計		260,000	220,000	236,000
【支出の部】	月額	千 円	千 円	千 円
家賃		40,000	40,000	40,000
駐車場代		5,000	5,000	5,000
食費		30,000	15,000	15,000
(光熱水費)				
電気代		5,000	4,000	4,000
ガス代		8,000	6,000	6,000
水道代		3,000	2,000	2,000
(燃料費)				
灯油代				
車ガソリン代		30,000	30,000	30,000
(通信費)				
固定電話代				
携帯電話代		20,000	10,000	10,000
インターネット代		10,000	10,000	10,000
新聞代				
NHK受信料		2,000	2,000	2,000
(教育費等)				
授業料		20,000	100,000	61,000
部活動費		3,000		
仕送り			80,000	80,000
(税金等)				
(保険)				
生命保険料		10,000	10,000	10,000
車の保険料		7,500	7,500	7,500
(借入金返済)				
車ローン		30,000	30,000	30,000
母子福祉資金償還				16,000
(その他)				
雑費		10,000	5,000	5,000
合計		233,500	356,500	317,500

預 金 額: 1,000,000円

収入ー支出: ▲136,500円

収入ー支出: ▲46,900円

収入ー支出: 43,500円

この金額が不足する見込みです。
 不足額は貸付限度額の範囲内である
 必要があります。

この金額が福祉資金貸付可能額に
 なります。
 ただし、この貸付可能額が「貸付限
 度額ー支援額」の範囲内である必
 要があります。

福祉資金貸付額(月額)

40,000円

146,000円 - (50,600円 - 39,000円)
 = 56,400円 > 46,900円なのでOK

母子・父子・寡婦福祉資金貸付確認書

借受者〇〇〇〇を甲、連帯借受者〇〇〇〇を乙、連帯保証人〇〇〇〇を丙、福島県会津保健福祉事務所を丁とし、母子父子寡婦福祉資金の貸付について、甲、乙及び丙が丁から以下の事項について説明を受け、同意した証としてこの確認書を作成する。

□甲、乙及び丙は、この金銭消費貸借契約について、別紙貸付申請の内容について説明を受け、理解しました。

- ・貸付金額、貸付金の支払い時期・方法、償還方法、違約金について
- ・甲及び乙の属する世帯が母子・父子・寡婦家庭等に該当しなくなった場合の取り扱い
- ・修学資金の貸付けにより修学する者が、修学することをやめた場合の取り扱い
- ・就学支度資金や修学資金の貸付けにより修学する者が、給付型奨学金や授業料減免等を受けることが決定した場合の取り扱い
- ・「高等教育の修学支援新制度」の活用有無に係る調査の取り扱い
- ・償還金が期日までに支払われなかった場合の取り扱い（督促状、連帯保証人への請求）

□甲、乙及び丙は、連帯借受者と連帯保証人の責務について説明を受け、理解しました。

- ・乙は甲（借受者、借金をした本人）と同じ責任を負います。
- ・甲、乙及び丙は、丁から償還の請求があった場合、「自分に請求しないで、まずは、自分以外（甲、乙及び丙）に請求してください。」と言うことができません。
- ・甲、乙及び丙は、丁から償還の請求があった場合、「自分の財産から回収するのではなく、まずは、自分以外（甲、乙及び丙）の財産から回収してください。」と言うことができません。
- ・甲、乙及び丙は、丁から償還の請求があった場合、それぞれに、全額を償還しなければならない責任があります。もちろん、本来返済すべき額を超えて返済する必要があるわけではありません。

□甲、乙及び丙は、貸付申請書の内容について、甲がその説明をしなかつたり、事実と異なる説明をしたりした場合、丁がその事実を知ることができたとき、丁はこの貸付けを取り消すことができることについて説明を受け、理解しました。

□乙及び丙は、甲の資産（負債を含む。）の状況及び生活設計書の内容について説明を受け、理解しました。

□甲、乙及び丙は、本日からこの貸付金（違約金が発生した場合は違約金も含む。）の償還が終わるまで、以下のことに同意します。

- ・甲、乙及び丙の住所、氏名、連絡先電話番号及び就業先の変更があった場合、必ず丁へ変更届又は現況届を提出すること。
- ・甲、乙及び丙の住所及び戸籍について、丁が必要と認める場合、市町村等へ照会すること。
- ・甲及び乙の償還にあたり、丁が必要と判断した場合、甲又は乙の連絡先（住所や電話番号など）、生活状況及び健康状態等について、甲又は乙に情報提供を行うこと。
- ・甲及び乙の償還が遅れた場合、丁が丙へ償還を請求するにあたり、丁が必要と判断した場合、甲又は乙の修学の状況、甲及び乙の連絡先（住所や電話番号など）、生活状況及び健康状態等について、丙に情報提供を行うこと。
- ・丁への連絡なく、甲、乙及び丙が連絡先等を変更した場合及び、甲、乙及び丙が丁からの連絡に応じない場合、丁は甲、乙及び丙のそれぞれの就学先及び就業先等に問い合わせを行うこと。

上記について同意します。

福島県会津保健福祉事務所長

令和　年　月　日

(甲) 借受者　　住所

氏名

印

令和　年　月　日

(乙) 連帯借受者　　住所

氏名

印

令和　年　月　日

(丙) 連帯保証人　　住所

氏名

印



福島県会津保健福祉事務所
児童家庭支援チーム
〒965-0807 会津若松市城東町5番12号
☎ 0242-29-5278

